

日本学術会議公開シンポジウム

学士課程教育における言語・文学分野の参照基準

日時 平成24年7月14日(土) 13:30~18:00 (入場無料、定員300名)

会場 日本学術会議 (東京都港区六本木7-22-34 東京メトロ千代田線乃木坂駅5番出口:
青山霊園方面 徒歩2分) <http://www.sci.go.jp/ja/other/info.html>

プログラム

13:30~13:35

総合司会 山口紀子 (日本学術会議会員、言語・文学委員会副委員長、京都大学大学院教授)

開会挨拶 塩川徹也 (日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会 言語・文学分野の
参照基準検討分科会委員長、日本学術会議連携会員、東京大学名誉教授)

13:35~14:00

基調報告 「大学教育の分野別質保証と参照基準」

北原和夫 (日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会委員長、日本学術会議
特任連携会員、東京理科大学大学院教授、東京工業大学・国際基督教大学名誉教授)

14:00~15:10

分科会報告 「言語・文学分野の参照基準案」

塩川徹也 (言語・文学分野の参照基準検討分科会委員長、日本学術会議連携会員、
東京大学名誉教授)

林 徹 (言語・文学分野の参照基準検討分科会幹事、日本学術会議連携会員、
東京大学大学院教授)

「英語教育に関わる参照基準」

鳥飼玖美子 (言語・文学分野の参照基準検討分科会幹事、日本学術会議連携会員、
立教大学特任教授、国立国語研究所客員教授)

(15:10~15:20 休憩)

15:20~17:50

パネルディスカッション 「言語・文学分野の参照基準について」

司会 長島弘明 (日本学術会議会員、言語・文学委員会委員長、東京大学大学院教授)

パネリスト (五十音順)

小野正嗣 (日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会委員、
明治学院大学専任講師)

川本皓嗣 (元大手前大学学長、東京大学名誉教授)

小林賢次 (早稲田大学教育・総合科学学術院特任教授、言語系学会連合運営委員長)

柴田稔久 (株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役、元日本 IBM 常務執行役員、
元日本経済同友会幹事)

長谷川壽一 (日本学術会議会員、東京大学大学院教授・総合文化研究科長)

藤本由香里 (日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会委員、
明治大学准教授)

吉田 文 (日本学術会議連携会員、早稲田大学教育・総合科学学術院教授)

17:50~18:00

閉会挨拶 柴田 翔 (日本学術会議特任連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会副委員長、
東京大学名誉教授)

主催 日本学術会議

大学教育の分野別質保証推進委員会 言語・文学分野の参照基準検討分科会

言語・文学委員会 古典文化と言語分科会／文化の邂逅と言語分科会／科学と日本語分科会

シンポジウムの開催にあたって

言語・文学は、今日の大学教育において重要な役割を担っているが、その身分ないし地位はしばしば不明確で安定性を欠いている。言語・文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる学問そして文化の生成を可能にする基盤であると同時に、それ自体が学問であるという二重性をもっており、専門教育と教養教育・共通教育の双方にまたがっている。じっさい大学設置基準の大綱化以前を考えれば、それは一般教育の人文科学及び外国語に属する学科として前期課程教育の中に確固たる位置を占めていたが、大綱化によってその位置は失われた。また専門分野としての言語・文学は、学位に付する専攻分野の名称が自由化されたこともあって、名称の変更あるいは新設が相次ぎ、分野としての輪郭と特性がぼやけてしまうという事態が生じた。それにもかかわらず、本分野の研究と教育に携わる大学人は、言語・文学の学びには、個別言語の高度な運用能力とりわけリテラシーの修練を通じて言語の公共的使用能力を開発増進するとともに、言語芸術としての文学を学ぶことを通じて人文的教養を身につけ、人間性と市民性の涵養に資するという意義があることを確信している。

日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から審議依頼を受けて平成 20 年 6 月に「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を発足させ、検討の結果を「回答」に取りまとめ、平成 22 年 8 月文部科学省に手交したが、そこで、学士課程教育の質を保証するためには、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定することが望ましいという方針を打ち出した。それを踏まえて同委員会では、複数の分野で参照基準の策定に向けた審議を開始するために順次各分野の「参照基準検討分科会」を設置しつつある。言語・文学分野の分科会はその先頭を切って平成 22 年 11 月に発足し、言語・文学関連分野の委員に教育学系の委員を加えて審議を重ね、参照基準案の作成に取り組み、原案が固まりつつある。しかし最終的な成案を取りまとめるにあたっては、参照基準案を世に問い、多様な意見を聴取して、それを策定作業に生かすという手順が欠かせない。その一環として、今回、言語学、文学、言語教育学、表象文化論、教育学の研究者・教育者、大学の専門教育・教養教育の課程編成の責任者、さらには言語・文学の教育に関心を寄せる企業人の参加を得て公開シンポジウムを開催する。多数の参加者を得て、建設的な議論が展開されることを切に願っている。

大学教育の分野別質保証と参照基準

東京理科大学大学院
 科学教育研究科 北原和夫
 日本学術会議
 大学教育の分野別質保証推進検討委員会
 委員長

高等教育を巡る現代の課題

- 1.大学のユニバーサル化:55%の若者が高等教育を受ける時代
- 2.グローバル化における「知」の課題:産業の巨大化、交通通信手段の高速化広域化。一瞬にして一地域の変動が世界に影響を与える。資源、生命圏の有限性。
- 3.国立大学の法人化:「法人」とは?「ステークホルダー」とは?
 「学術研究の継承」から「専門的職業人の養成」
 「先端化、高度化」とともに「総合、協働、越境」

新しい質保証システム

- 1) 大学評価:認証評価制度、膨大な資料作成、評価基準への適合状況の確認、大学の個性化とは逆方向に働くおそれもある。
- 2) 大学の自律的な質保証:教育課程編成上の参照基準を、大学コミュニティ、学術コミュニティが策定し、それを参照しながら、各大学が建学の伝統精神、人的物的資源、学生の資質を考慮して、最善のプログラムを実行する。

日本学術会議の動き

- 平成20年 5月 文部科学省高等教育局長から日本学術会議への審議依頼
- 6月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置(同年9月から審議を開始)
- 平成21年 1月 3分科会の設置 (質保証枠組み、職業教育・共通教育、大学と職業との接続)
- 2~3月 英国における分野別質保証に関する実地調査
- 11月 シンポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」(筑波大実田講堂 参加者約700人)
- 平成22年 4~5月 認証評価機関との共通シンポジウム「これからの大学教育の質保証のあり方(第1回 於上智大学、第2回 於一橋記念講堂、第3回 於関西大学D104-4)
- 6月 文部科学省中央教育審議会大学分科会での審議状況の報告
- 7月 「国書 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定
- 8月 文部科学省に対して国書を呈交
- 11月 シンポジウム「大学生の教職をめぐる関係者と畜産の打開策」
- 12月 シンポジウム「大学教育と産業社会の関係について考える」
- 平成22年10月 「言語・文学分野の参照基準策定分科会」を設置
 「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置
- 11月 「法学分野の参照基準策定分科会」を設置
- 平成23年 6月 「理工農系分野における分野別参照基準の検討に際して留意していただきたいこと」を作成
- 8月 中教審大学分科会・質保証部会において審議状況を報告
- 9月 「経営学分野の参照基準策定分科会」を設置
- 平成24年 2月 「生物学分野の参照基準策定分科会」並びに「家政学分野の参照基準策定分科会」を設置
- 3月 「機械工学分野の参照基準策定分科会」並びに「数理科学分野の参照基準策定分科会」を設置

- 1.高等教育を巡る現代の課題
- 2.高等教育の質保証
- 3.日本学術会議の検討

大学教育の質保証の歴史

- 1) 大学設置基準および設置審査による事前の質保証 規制緩和
- 2) 大学入試における主要科目試験による学生の質保証 入試科目の低減
- 3) 確固たる学問分野の枠組みによる学術の継承 学際化による枠の崩壊

質保証に向けて

- 高等教育の質の保証 大学基準協会(1947年)、大学評価・学位授与機構(2000)
- QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education, <http://www.qaa.ac.uk/>)
- "Watchdog adds students to audit teams to assess university quality": 学生は厳正な選抜を受けて選ばれる。「学生参加」という人材育成!
- Subject benchmark <http://www.qaa.ac.uk>
 「歴史学専攻生」のベンチマークとして、歴史において人々がどのように考えてきたかを理解する能力、歴史資料を批判的に読む能力、過去の状況の複雑性・多様性の認識

「学士課程教育」答申から、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会へ

平成20年12月 中央教育審議会答申
 「学士課程教育の構築に向けて」

- 日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか (各大学が掲げる教育研究上の目的は建学の精神は総じて抽象的)
 - 「学士力」の提案
 知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力
 ※「学士力」が求める普遍的な能力を、分野の教育を通じてどう培うのか?
 - 学士課程、あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった
 - ※それぞれの分野が共有すべき固有の特性を適切に踏まえた教育とは?
- 日本学術会議に対して、大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議を依頼

文科省への「回答」の三部構成

第一部 どういう枠組みで質保証を行うのか？

- 質保証枠組み検討分科会
分野別に教育課程編成上の参照基準を策定することを通じて各大学の自主的な教育改善を支援

第二部 一方で教養教育・共通教育との関係をどう考えるのか？

- 教養教育・共通教育検討分科会
分野の壁を越えた協働を可能にする市民性の涵養

第三部 教育の質の保証を図る努力をしても、現実の「就活」においては大学と職業とが接続していない（特に文系）

- 大学と職業との接続検討分科会
専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

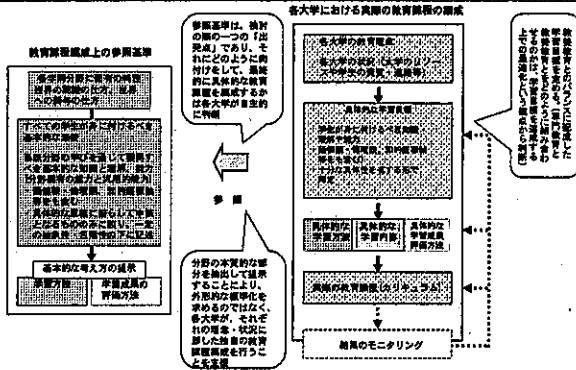
21世紀の「協働する知性」を涵養する学士課程教育の質保証

参照基準の主要な構成要素

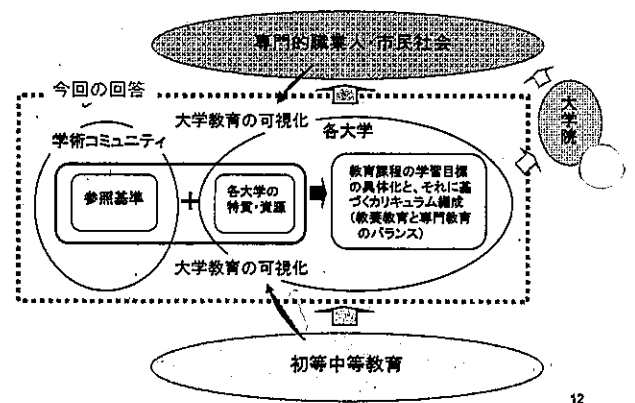
- 当該学問分野の定義と固有の特性
- 当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養
 - 基本的な知識と理解
 - 基本的な能力：分野に固有の能力とジェネリックスキル
当該分野の学びを通じて学生に身に付けさせる能力を定義しつつ、そのことが、職業人として、市民として、人間そのものとして、どういう意義を持つのか明らかにする。
- 学習方法と学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
2で述べたことを学生に身に付けさせるために、学習方法ではどのような工夫が重要であり、またその成果をどのように評価するのかを明らかにする。
- 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり
専門教育と教養教育とで構成される学士課程教育の、分野を共通した目標が「よき市民の育成」であり、そのことを実現するという観点にも十分留意する。

分野別の教育課程編成上の参照基準

各大学の自主性・自律性の尊重を前提とした活用



一人一人の学習者にとって大学教育が意味あるものとなるために



具体的な策定状況と今後の対応

- ◆基本方針
第22期中(～26年9月)に、策定の意思を有するすべての分野における参照基準の策定を終了する。
- ◆既に分科会を設置し審議を開始
 - ◆ 経営学 「組織や企業」という概念を越えた実践的かつ汎用的な知としての経営学識の明確化(等価化)
 - ◆ 言語・文学 言語の公共的使用能力の涵養とそとのための古典の意義、教養・初等教育への貢献
 - ◆ 法学 法科大学院の制度化や法學部教育の大衆化に対応した新たな法學教育の在り方として、規範に基づいた社会の構築
- ◆ 各分野の参照基準を第2次公開シンポジウムで世に問うとともに、文科省・中教審とも適切に連携を取りつつ、10月頃を目途に最終的な策定を取りまとめる予定。
シンポジウムの開催予定日：法学：7月21日
- ◆新たに分科会を設置を決定
 - ◆ 生物学 分子生物学的視点とともに生態学的・フィールド的視点も含めた統合的な生物学識の構築
 - ◆ 農学 個別分野の資格取得教育を越えた人間のための学問としてのアイデンティティの再構築
 - ◆ 看護学 4分野のアナリシと設計・生産のシステマを統合して人と社会に貢献する保健工学
 - ◆ 数理学 数理的リテラシー概念の明確化と応用数学分野の再評価、教養・初等教育への貢献
- ◆ 近く分科会を設置し審議を開始する方向で検討中
 - ◆ 史学
 - ◆ 土木工学・建築学

参照基準の活用について

- ◆ 基本的な性格
「わが国の科学者の内外に対する代表機関(日本学術会議法)としての位置付けを持つ日本学術会議が、各分野の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書
- ◆ 誰でも利用できる公共財としての提供
日本の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書として、各大学や、そこで教育に従事する教員に活用いただくことはもとより、国や認証評価機関や大学団体、関連学協会、さらには企業や初等中等教育など社会の各方面や、海外の諸機関など、誰でも利用いただける資料として参照基準を提供
- ◆ 学習成果の明確化を通じた教育の質保証のための活用
最も基本的な役割として、各大学が、それぞれの教育理念やリソースに照らしつつ、各分野の教育で学生にどのような力を身に付けさせるのか、目標とする具体的な学習成果を明確にし、それを実現する教育課程を編成する上で参照されることを期待
(今後、大学横断的なFD活動が活発化し、その中で参照基準が活用されることも期待)

21世紀の高等教育

「協働する知性」を求めて

- ◆ 大学のユニバーサル化：55%の若者が高等教育を受ける。学問の継承よりは社会の現場で働く
- ◆ 世界のグローバル化：交通通信手段の高速化、広域化、多様化。課題の複雑化。

高等教育を受けた人々が、専門的職業人として一定の専門性を担いつつ、専門性の垣根を越えて、良き市民として共に働く(協働する)ことが求められる。

平和で持続可能な世界の構築：

1948年「世界人権宣言」：恐怖と欠乏のない世界の到来が一般の人々の最高の願望である。

1946年「日本国憲法」：全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

今後に向けて

質保証のための社会全体の連携の実現

- ◆ 社会の要請に応えるため、大学コミュニティでの相互支援体制の構築
今後、各大学の取組みを支援するため、学術会議とともに、各種の学協会や大学横断的なFD団体、さらには国公立の大学団体や認証評価機関など、大学コミュニティを構成する幅広い関係機関が連携協力することが重要
- ◆ 新しい産業社会の構築と、そこでの新しい大学教育の実現のための、社会全体の連携の必要性
大学・教育界のみならず、企業・産業界、労働界、政府、さらには広く社会一般の人々が、手を携えて新しい社会の実現に向けて連携協力することが重要

協働する知性の構築

日本学術会議公開シンポジウム 言語・文学分野の教育課程編成上の参照基準

平成 24 年 7 月 14 日 (土) 13:30~18:00

分科会報告 「言語・文学分野の参照基準案」第 1 部 (報告者 塩川徹也)

1 作成の背景

(1) 質保証の枠組みについての検討

平成 20 年 5 月 文部科学省高等教育局長から日本学術会議への審議依頼：テーマ「大学教育の分野別質保証の在り方」

6 月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」設置 (9 月から審議開始)

平成 21 年 1 月 3 分科会の設置 (質保証枠組み、教養教育・共通教育、大学と職業との接続)

平成 22 年 7 月 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定 (8 月に文部科学省に対して回答を手交)

* 「質保証の枠組み」の基本的役割：各分野について、最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを「教育課程編成上の参照基準」として各大学に提供する。

** 「参照基準」の策定：文部科学省・中央教育審議会が直接に検討を行わず、学術会議がその検討を引き受けることが適当である。

(2) 分野の選定と領域の画定

平成 21 年 10 月 「参照基準の策定を行う分野の検討」の開始：各部に検討依頼がなされる。第 1 部人文科学では、「文学」が「史学」「哲学」と並んで、参照基準を策定する分野の候補に挙げられ、言語文学委員会に対応が委ねられる。

平成 21 年 11 月～22 年 9 月 言語文学委員会及び合同分科会で対応を審議：「言語・文学」という枠組みで、参照基準の検討を行うことが適当であるとの結論に達する。

平成 22 年 11 月 「言語・文学分野の参照基準検討分科会」(「質保証検討委員会」に所属) 発足

(3) 審議の経過

平成 21 年 12 月～ 分科会会合 (現在まで延べ 14 回) で審議を重ね、問題の検討と基準案の作成に取り組む。

2 審議の前提

(1) 分野設定：言語・文学分野という枠組み：

- 言語分野と文学分野を合体したものではない
- 分野の選定において候補として挙げられた「文学」は、人文科学（大分類）に史学・哲学と並んで所属する分野（中分類）のことであり、狭い意味での文学（たとえば日本文学、外国文学）ばかりでなく、語学（たとえば日本語学、外国語学）、言語学、言語教育学、言語文化学等々の教育課程を含みこんでいる。（Cf. 文部科学省学校基本調査の学科系統分類表）
- そのような意味での「文学」分野について参照基準を考えるのなら、そこに言語が本質的な契機として含まれている以上、「言語・文学」という枠組みで参照基準を考えた方がよい。（言語・文学委員会の判断）
- 大括りに設定した言語・文学分野について、その共通の「理念・哲学」（「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」 p.13）を提示することを目指す。したがってより細かい単位の分野（たとえば、日本文学、言語学、外国語・外国文学、言語教育学）に固有の問題には触れていない。それらの分野の参照基準の策定は今後の検討課題。

(2) 専門教育と教養教育

- 参照基準は、分野別の教育課程（学部・学科・コース等）を編成する上で参考にするものであるので、第一義的には、専門教育の設計にかかわる。
 - 教養学関係の教育課程は、「分野の参照基準という考え方に馴染まない」との理由で、分野選定の対象となっていない。
- しかし言語・文学分野の教育は、専門の教育課程ばかりでなく、教養教育・共通教育においても重要な役割を担っている。
 - 「専門教育と教養教育との関係」については、「回答」第二部「学士課程の教養教育の在り方について」で基本的な考え方が示されている。
- また「分野別の質保証」は、学士課程教育全体の質保証の一環をなしているが、後者は教養教育を考慮することなしに構想することはできない。（Cf. 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」 p. 9）
- 以上を考慮して、言語・文学分野の参照基準では、専門教育を対象とするばかりでなく、教養教育・共通教育において果たす役割についても適宜言及する。

3 言語・文学分野の参照基準案

(1) 構成：

枠組みと基本的な構成項目は、「参照基準の作成の手引き」によって与えられている。ただし、各分野の事情に応じて、6として独自の項目を設定することができる。

1. 当該学問分野の定義
2. 当該学問分野に固有の特性
3. 当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり
- [6. 言語・文学分野の教員養成のあり方について]

(2) 基本的な主張：

- 言語・文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあつて、あらゆる文化と学問の生成を可能にする基盤であると同時に、それ自体が学問であるという二重性をもっている。その意味で、言語・文学の教育は専門教育と教養教育・共通教育の双方にまたがっている。
- 言語・文学の学びには、個別言語の高度な運用能力とりわけリテラシーの修練を通じて言語の公共的使用能力を開発増進するとともに、言語芸術としての文学を学ぶことを通じて人文的教養を身につけ、人間性と市民性の涵養に資するという意義がある。

(3) 目次

1. 言語・文学分野の定義
2. 言語・文学に固有の特性
 - (1) 言語・文学に固有の視点
 - ① 言語の特性
 - ② 文学の特性
 - (2) 言語・文学の三つの側面：言語、個別言語、文学
 - ① 言語
 - ② 個別言語
 - ③ 文学
 - (3) 言語・文学の役割
 - (4) 他の諸科学との協働
3. 言語・文学分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
 - (1) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
 - ① 言語を学ぶことの本質的意義
 - ② 獲得すべき基本的な知識と理解

(2) 言語・文学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

- ① 言語・文学分野に固有の能力
- ② ジェネリックスキル

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

- (1) 学習方法
- (2) 評価方法

5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

6. 言語・文学分野の教員養成のあり方について

(4) 各項目の紹介と解説

① 言語・文学分野の定義：

- 学問論的・演繹的な定義ではない（社会科学・自然科学の多くの学科との相違）。
- 言葉の意味とその変遷、そして言語・文学の枠組みで行われてきた教育の内実が何であるかについての反省に基づく経験的・帰納的な定義。
- 前提：言語と文学は人間の精神生活と社会生活の根底にあって、あらゆる文化と学問の生成を可能にする基盤である。
- 文学 (literature)：①文字・文章の読み書きの能力とそれによって培われる教養を身につけていること（リテラシー、人文的教養）、②言語芸術、その所産である作品、以上の意味での文学についての理論的考察、③文字以外の言語伝達の媒体（音声、身体動作、画像、映像）によって実現される隣接ジャンルの芸術の文学的側面
- 教育における言語と文学の一体性(教科・学科名としての「国語」「English」)

② 言語・文学分野に固有の特性

- 他の学問・学科との相違：あらゆる学問は言語・文学を通じて自らの活動を展開するが、他の学問にとって言語・文学は手段である。それに対して、本分野にとって、言語・文学はそれ自体が実践と理論的考察の直接的対象つまり目的となる
- 言語・文学の学びの対象：言語、文学、個別言語。
- 個別言語：言語・文学にとっては、個別言語の学習及び運用能力の習得が必須の構成要素。言語と文学の学びをつなぐ媒の役目を果たす。
- 個別言語の学習：一方では、対象となる言語、他方では学習者と対象言語の関係を考慮する必要あり
 - 第一言語（母語）としての日本語
 - 外国語
 - 国際共通語としての英語

*外国語と国際共通語としての区別は、「回答」第二部5(2)「コミュニケーション能力の育成」の項での主張を引き継いでいる。

③ 言語・文学分野において修得の目標となる基本的な素養

- 素養＝知識・理解＋能力。知識・理解の獲得は、能力の育成の手段として位置づけられる (Cf. 「作成の手引き」)
- 問題の素養を同定するための前提：言語・文学学習の目的と意義
- 言語・文学を学ぶことの本質的意義 (3 (1) ①)
- 獲得すべき能力：言語・文学に固有の能力 (スペシフィックスキル?) / ジェネリックスキル
 - ▶ 能力の同定：能力がいかなる局面で発揮され、現実には人が生きていく上でどのような意義を持つかという観点から記述する
 - ◇ 問題となる局面：日常生活 (現実的課題) / 職業生活 / 市民生活 / 人生 / 学問
 - ▶ 獲得されるであろう具体的能力：高度なリテラシー (とりわけ第一言語である日本語のリテラシー) / リテラシーを踏まえた言語コミュニケーションの高度な能力 / リテラシーと教養を基盤とする言語の公共的使用能力
 - ▶ ジェネリックスキル：リテラシーは、ニューメラシーないしは数学リテラシー (数と図形の計算・計測能力) と並んで、もっとも普遍的かつ汎用的な能力

④ 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

ア 学習方法

- 個々の教育課程 (学科・コース等) のカリキュラムには立ち入らない。
- 言語・文学教育の中核にある個別言語に焦点を絞って、それを第一言語としての日本語とそれ以外の個別言語 (外国語と国際共通語としての英語) に二分して、それぞれの学習の基本方針を記述する。
- 第一言語としての日本語：高度なリテラシーをどのようにして開発するかが問題になる。テキストの読み書きを焦点化した学びについて、読みの学習と文章作成に分けて基本方針の粗描
- 国際共通語 (英語) と外国語：
 - ▶ 学習の動機と目標が両者において異なることに着目して、異なる学習方針の提示
 - ▶ 複言語主義 (plurilingualism) の提唱
- さまざまの教育・学習形態 (講義、演習、講読、実習等) のあり方についての基本的な考え方の粗描

イ 評価方法

- 評価の二面性に注意することの重要性：一方では、学習の達成度・成果、他方では、学習のプロセスに関わる。
- 個別言語の運用能力、いわゆる「コミュニケーション能力」の評価のはらむ問題

⑤ 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

- 言語・文学は、言語の公共的使用能力を養い、また教養教育の大切な構成要素となっている限りにおいて、市民性の涵養に重要な寄与をなす。
- 人文的教養は、教養のすべてではない。教養教育の内実を可能な限り広い分野（人文科学・社会科学・自然科学・芸術・体育）において拡充深化することが市民性の涵養にとって必要である。

⑥ 【独自の補足項目】言語・文学分野の教員養成のあり方について

- 言語・文学は、初等中等教育の教員養成、そして大学の共通教育・教養教育の教員養成に深く関わっている。その観点から、教科教育法を含めた教員養成のあり方についての検討の必要性を書き込んだ。

言語・文学分野の参照基準 2012年7月14日 日本学術会議
「英語教育に関わる参照基準」

日本学術会議連携会員、言語・文学分野の参照基準検討分科会幹事、
立教大学特任教授、国立国語研究所客員教授 鳥飼玖美子

1. 「コミュニケーション」の定義

「コミュニケーション」とは、社会的コンテクストの中で人と人との間で行われる相互行為であり、関係性である。

コミュニケーションは、あらゆる人間関係・社会関係に関わり、非言語（表情、身振り、沈黙など）もコミュニケーションの重要な一形態である。

2. 「コミュニケーション能力」の定義

ある社会において言語を適切に使用することのできる能力が「言語コミュニケーション能力」である。

とりわけ公共の場面では高度な言語コミュニケーション能力が必要となる。そこで要求される能力を構成する主要な要素は、第一に、文法・音韻・語彙などを含む言語知識があること（文法能力）、次に、口頭であれ文書であれ当該言語の論理構成に従って談話（ディスコース）——センテンスを超える文章単位——を組み立てる能力（ディスコース能力）、そして社会文化的に適切な言語を使用できる能力（社会言語能力）、さらにはコミュニケーションが円滑に進まない状況を切り抜ける能力（方略能力）である。これらの要素、とりわけ文法能力とディスコース能力はリテラシーに大きく依存している。リテラシーを開発増進することを通して高度のコミュニケーション能力が養われる。

3. 英語教育の2分化

昨今のグローバル化した世界における英語という言語の特権的地位に鑑みると、大学教育においては、一般的なコミュニケーションを目的に「国際共通語としての英語」(English as a lingua franca)を学ぶことと、英米文学科などの専門科目において英米圏の地域語としての英語を、その文化も含めて学ぶこととは区別することが妥当である。

世界で約4億人とされる英語ネイティブ・スピーカーに比べ、英語を第二言語もしくは外国語として使用する人数は16億人とされる。英語においては、ノン・ネイティブ・スピーカー同士の対話が圧倒的に多いのが現状であり、多くの場合、英語非母語話者との接触の際に用いられる「国際共通語としての英語」は、母語話者の規範から自由になり、むしろ文化的負荷を軽減し、相互コミュニケーションにおける「分かりやすさ」(intelligibility)を最優先したものである。

教育にあっても、その点を明確に意識し、教養教育における英語教育と英米文学を専門に学ぶこととは峻別することが望ましい。

国際共通語としての英語教育：グローバルな局面で、文化と言語を異にする他者と協働し交流するための媒介言語であることを考慮すると、以下の点を踏まえる必要がある。

- i 言語とその文化的背景——たとえばアメリカやイギリスの文化——を区別し、言語に結びついた文化的負荷をなるべく軽くすること。

- ii 国際共通語としての英語は母語に根ざしているわけではないので、母語の習得過程を学習のモデルとして強調せず、特にいわゆるネイティブ・スピーカーを万能視しないこと。
- iii グローバル化した社会のコミュニケーションにおいては、インターネット、Eメールなど情報通信技術の発展やフェイスブックなどソーシャルネットワークの世界的拡大も相俟って、書記言語が音声言語と並んで、重要な役割を果たしている。それゆえ音声言語の運用能力の訓練と並んで、リテラシーの学習を重視すること。また、話し言葉であれ論文やビジネス文書などの書き言葉であれ、英語的な論理構成を学ぶことは、グローバル・コミュニケーションにおいては必須である。

4. 「複言語主義(plurilingualism)と欧州言語共通参照枠(CEFR)」

グローバル化と国際化の双方が進展している現代世界において、第一言語としての日本語の中に閉じこもっていることはできない。欧州評議会は、母語の他に二つの言語を学ぶ「複言語主義(plurilingualism)」を提唱しており、自国の少数言語を学ぶことも奨励している。

日本の場合はグローバル化に対応する英語の他に、少なくとももう一つ外国語を学ぶことが、異文化の理解を深めるに留まらず、自らの言語である日本語の公共的使用能力を増進するためにも不可欠である。

個別言語の運用能力、いわゆる「コミュニケーション能力」の評価について、数値で結果だけを提示する検定試験にひたすら依存することには問題がある。コミュニケーションの能力は、リテラシーを踏まえることなしには獲得することができない。そうだとすれば、標準試験における点数でその能力を測定しようとする試み自体に無理があり、教養教育の本来的使命を歪めることになりかねない。

それに比べれば、欧州評議会によって提唱され、最近、日本でも活用され始めている「欧州言語共通参照枠(CEFR=Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」は、行動中心主義に基づき、微細にわたる能力記述(Can-do statement)で言語能力を総体的に捉え、しかも様々な言語で応用できる画期的な評価基準である。

ただしCEFRは、「複言語主義」をその理念的基盤としており、母語以外に少なくとも2つの言語を学習することにより、言語同士が相互の関係を築き新しいコミュニケーション能力を作り上げること、そのような学習は学校教育の場だけにとどまらず生涯にわたり続くものであること、外国語学習は「理想的母語話者」を最終的な到達目標にするべきではないなど、外国語教育について斬新な視点を打ち出している。

CEFRは、複言語主義の実現へ向けて策定されたものであり、あくまで「評価基準」であって、「到達目標」ではないことにも留意すべきである。2012年春には日本版CEFR-Jが発表され、公立中学高校への導入を視野に各地で研究が進められているが、導入にあたっては表面的なCan-doリストだけに注目し安易に到達目標として使うことのないよう注意すべきである。

むしろ今後の日本における大学教育で考えるべきは、「複言語主義」の理念を参考に、複数の外国語を積極的に学ぶことを奨励し、かつ、卒業後も学習を継続できるような「自律性」を育むことであろう。

5. 「通訳・翻訳」と「訳読」

多文化多言語状況が現実となっている今日、言語と文化の多様性を確保するための通訳と翻訳は、その必要性が認識されるとともに、たんに当該外国語の習得以上のより高度な能力が求められている。言語の特性を熟知しリテラシーを身につけた言語・文学の学習者はそこで有用な働きをすることが将来的に期待される。

「翻訳」とは、二つの異なった書記言語間での訳出行為である。「通訳」には、音声通訳と手話通訳があり、そのいずれも二言語間の「今、ここ」における訳出という「即時性」が特徴である。だが、肝心なのは、翻訳にせよ通訳にせよ、異言語間における「訳す」という行為が、起点言語のテキストを理解し、解釈し、それを目標言語で表現する点である。これはすなわち、異質性を体験し、他者と切り結び、差異と格闘することにはかならない。つまり外国語教育において「訳す」という実践は、自らの言語と文化を省察しながら異なる文化を体験し複眼的思考を獲得することであり、世界の多様性を認識する手だてとなり得る。

最近の外国語教育において、訳読は効果のないものとして軽視あるいは忌避されているが、大学レベルの外国語教育において、「訳す」という活動の意味は再考されて良い。この場合、外国語から日本語への機械的な逐語訳に終始することのないよう指導方法の工夫が求められるが、その為にも通訳や翻訳を外国語授業に導入することで、内容に焦点を当てながら、二つの異なる言語が内包する文化的特質や差異を認識する機会となり得る。同時に、外国語から日本語への訳出だけでなく、日本語から外国語への訳出を実践することで、発信型のコミュニケーション能力を育成することが可能である点を指摘しておきたい。

なお、一つの外国語に熟達したからといって通訳や翻訳ができるわけではなく、専門の教育および翻訳通訳の理論に関する研究を海外のように大学院レベルで行うことが求められるが、少なくとも通訳翻訳を可能にする為の言語力の基盤は、学部での外国語教育で形成することを目指したい。

「文学教育に関わる参照基準」についてのコメント

明治学院大学文学部専任講師／日本学術会議特任連携会員

小野正嗣

文学の定義（配布資料「参照基準案」1頁下段～2頁上段）

（……）文学という語は、今日、言語によって生み出される芸術作品とその総体を意味する。そしてそれを読み、解釈し、考察し、その成果を文章で書き記し、さらには作品としての文学を創作することも、また文学の名で呼ばれる。この意味での文学が、リテラシーとしての文学と並んで、学問そして教育分野としての文学を構成する。リテラシーとしての文学が相手にするのは、基本的にはあらゆる文書・典籍であるが、その中核には、言語芸術としての文学作品がある。リテラシーの修練において手本となるのは、当該言語の表現力を発揮した文章であり、その典型が文学作品だからである。また、文学作品は、リテラシーの修練のための優れた素材であるばかりではない。それはきわめて多様な感覚、感情、思想、精神が、作家による一貫した視点から統合された表現である。それを通して我々は、他者の多様な体験を自分の中にいきいきと保ちつつ、自らの人格の陶冶に役立てることができる。他者の体験に裏付けられた人格とは、その人の外側から見れば、いわゆる教養に他ならない。こうしてリテラシーとしての文学と文学作品の学びとしての文学は不可分の関係にある。

文学の特性（配布資料「参照基準案」の3頁中段）

（……）人間には、言葉を通じて人とつながろうとする本源的欲求がある。他者にむけて、その心に働きかけようとして、言葉が発せられ、書きつけられるとき、芸術としての文学が生まれる。それは、想像力と共感の力を涵養し、「いま、ここ」にはいない他者と自分を結びつけ、人々の新たな関係性、社会、世界との結びつきを作りだす。芸術作品としての文学は、そのような言語活動の成果である。そして、そのなかでも多くの人に受容され、さらには時と所を越えて後世に伝えられる作品が古典となり、それが文化と教養の基盤となる。このような意味での文学を学ぶことが、文学教育のもうひとつの根幹である。

文学を学ぶことの意義とは？

——言葉を通じて、他者の世界を想像する能力、他者に対する共感の能力を養い、それがより豊かな自己理解につながる。

- 1) 言葉によって、時間的にも空間的にも遠い世界（他者の外的世界）を想像・理解する。
- 2) 言葉によって、他者の「心」（他者の内的世界）を想像・理解する。

（しかし文学作品が提示する他者の世界に対して我々はとことん無力である）

- 3) 想像と共感を可能にする言葉が、どのように作り上げられ使われているかを理解する。
- 4) 言葉を通じて他者を理解することで、「いま、ここ」、そして「自分」をよりよく理解する。